

○**財務省、厚生労働省、  
農林水産省、環境省、  
経済産業省、告示第八号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和四年四月一日付けをもって、令和四年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一  
 厚生労働大臣 後藤 茂之  
 農林水産大臣 金子原二郎  
 経済産業大臣 萩生田光一  
 環境大臣 山口 壯

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供する。）